

# 令和8年度 固定資産税（償却資産） 申告の手引



大館市



大館市HP  
「申告期限のご案内」

## 〈目 次〉

1	償却資産とは	
(1)	償却資産の種類	1 ページ
(2)	業種別の主な償却資産	1 ページ
2	建築設備の家屋と償却資産の区分	2 ページ
3	申告の方法について	
(1)	提出書類	3 ページ
(2)	電子申告とは	3 ページ
(3)	申告の対象となる資産	4 ページ
(4)	申告の対象とならない資産	4 ページ
(5)	課税標準の特例を受ける資産	4 ページ
(6)	申告における注意点	4 ページ
(7)	国税との主な違い	5 ページ
(8)	実地調査のお願い	5 ページ
(9)	過年度への遡及等について	5 ページ
4	償却資産の課税について	
(1)	評価額の算出方法	6 ページ
(2)	免税点	6 ページ
(3)	税率、年税額	6 ページ
(4)	減価残存率表	7 ページ
5	課税標準の特例が適用される償却資産	7 ページ
6	申告書の記載方法について	
(1)	償却資産申告書の記載例	8 ページ
(2)	種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載例	
①	初めて申告するかた・前年度申告した資産がなかったかた用	9 ページ
②	前年度申告したかたで、資産の明細書が送付されたかた用	10 ページ

# 1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価格が少額である資産、その他政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で、法人税又は所得税を課されないかたが所有するものを含みます。）をいいます。

（地方税法 第341条第1項第4号）

## （1）償却資産の種類

種類			主な償却資産
1	構築物	構築物	舗装路面、門、塀、庭園・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）
		建物附属設備	建築設備、受変電設備、賃借人が施工した内装・内部造作等 (2ページ「2 建築設備の家屋と償却資産の区分」をご覧ください。)
2	機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車場設備等
3	船 舶		ボート、釣船、漁船、貨客船、遊覧船等
4	航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具		大型特殊自動車（分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両）、貨車、構内運搬車等
6	工具、器具及び備品		パソコン、複写機、机、椅子、測定工具、看板（ネオンサイン）、陳列ケース、医療機器、理美容機器等

## （2）業種別の主な償却資産

各種業種共通のもの	駐車場や構内の舗装路面、駐車場設備、受変電設備、庭園、門、塀、外灯、看板、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、簡易間仕切、応接セット、エアコン、ロッカー、キャビネット、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲食業	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、冷蔵庫等
理容業・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備等
製パン業・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、CTスキャン、脳波測定器、心電計、電気血圧計、各種検査機器）、各種事務機器等
駐車場事業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）等
工場	受変電設備、貯水設備、構内舗装、プレス機、金型、溶接機、福利厚生設備等
バー、喫茶・軽食	カラオケセット、ガスレンジ、自動食器洗浄器、製氷器、放送設備、楽器等
パチンコ店	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、店内放送設備等
印刷業	各種印刷機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ミキサー、大型特殊自動車等
自動車整備業 ガソリン販売業	独立キャノピー、地下タンク、地下槽、照明設備、プレス、オートリフト、スチームクリーナー、テスター、オイルチェンジャー、ガソリン計量器、ジャッキ、洗車機等
木工業	帶鋸、糸鋸、丸鋸、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
浴場業	温水器、濾過機、ボイラー、オイルバーナー、釜、ポンプ等
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
ホテル、旅館	ルームインジケーター設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、冷蔵庫、テレビ、カラオケセット、カーテン、ベッド、ボイラー等
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備等

## 2 建築設備の家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備など家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税においては、家屋から独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産業務の用に供されるもの、単に移動を防止する程度に取り付けられたものは償却資産の対象となります。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発変電設備	自家用発電設備・受変電設備(配線等)	
動力配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、屋外照明設備	屋内照明設備、配分電盤
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	
インター ホン設備	インターホン器具、マイクロホン、アンプ等の装置・器具類	配線等
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
火災報知装置	屋外の装置(配線を含む。)	屋内の装置(配線を含む。)
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置(配線を含む。)	
避雷器設備		設備一式
換気設備		
衛生設備		
淨化槽設備	設備一式	
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備 給排水設備	特定の生産又は業務用設備(配管を含む。)、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房設備	ルームエアコン	家屋と一体となっている設備(ビルトインタイプのもの)
厨房設備 洗濯設備	顧客の求めに応じる(百貨店、旅館、飲食店、病院等)サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	ベルトコンベア、垂直型連続運搬装置	エレベーター、リフト、エスカレーター設備
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの

※ 貸借人が施工した内装等

家屋の所有者と異なるかた(貸借人)が貸しビル・貸店舗等に施工した内装、造作及び建築設備等については、家屋の所有者と異なるかた(貸借人)の償却資産として取り扱います。

### 3 申告の方法について

#### (1) 提出書類

申告するかた	申告が必要な償却資産	提出書類
・初めて申告するかた ・前年度申告した資産がなかったかた ※注1	令和8年1月1日現在において所有している全ての償却資産	・償却資産申告書 ・種類別明細書(全資産用)
前年度申告をしたかたで、該当資産を所有されているかた ※注2	令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加・減少した償却資産	・償却資産申告書 ・種類別明細書(送付されたもの) ※送付された昨年度の種類別明細書に、加除を行ってください。
電算申告をするかた (電算システム等により作成された自前の申告書による申告)	令和8年1月1日現在において所有している全ての償却資産	・償却資産申告書 ・種類別明細書(増加資産・全資産用) ・種類別明細書(減少資産用)
電子申告(eLTAX)を利用するかた ※注3	令和8年1月1日現在において所有している全ての償却資産	・償却資産申告書 ・種類別明細書(全資産用)

※ 注1 儻却資産を所有されていない場合でも、「償却資産申告書」の「18備考」欄に“該当資産なし”と記載し、必ず提出してくださいようお願いします。

種類別明細書の提出は不要です。

※ 注2 前年中に資産の増減がなかった場合でも、「償却資産申告書」の「18備考」欄に“資産の増減なし”と記載し、必ず提出してくださいようお願いします。

種類別明細書の提出は不要です。また、事業所の閉鎖・転出、解散等についてもその旨を記載のうえ、ご提出ください。

※ 注3 電子申告(eLTAX)利用の場合は、全資産申告「償却資産課税台帳・種類別明細書(全資産用)」で申告してください。

「増加資産・減少資産」による申告には対応しておりません。

#### (2) 電子申告とは

地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用して行う申告手続きです。インターネットを利用して、自宅、オフィス等から申告手続きを行うことができます。

また、PCdeskを利用すると、償却資産申告データをCSV取り込みで作成できます。

※初めて電子申告を行う場合は、申告前にeLTAXページで利用届出をしてください。

詳しい説明は、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧になるか、eLTAXヘルプデスクへお問い合わせください。

eLTAXについてのお問い合わせ先は、地方税共同機構となります。

eLTAXホームページ内にある「お問い合わせフォーム」へお問い合わせ内容を入力してお送りください。電話でお問い合わせする場合は、(0570-081459)までご連絡ください。もし、つながらない場合は、(03-6745-0720)へご連絡ください。

電話によるお問い合わせの受付日は月曜日～金曜日(土日祝日、年末年始12/27～1/4を除く)、受付時間は9時～17時です。



eLTAXホームページ

### (3) 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在において、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産です。なお、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産
- イ 簿外資産、償却済資産、遊休又は未稼働の資産
- ウ 福利厚生の用に供するもの
- エ 取得価額が20万円未満の償却資産であっても、個別に減価償却しているもの

### (4) 申告の対象とならない資産

- ア 自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両
- イ 無形固定資産（例：特許権、営業権、ソフトウェア等）
- ウ 取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金算入しているもの
- エ 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却をするもの

＜参考＞

資産の取得価額	償却資産申告の要、不要の別（税務会計上の処理）		
	一時損金算入	3年一括償却	個別減価償却
10万円未満	×	×	○
10万円以上20万円未満		×	○

【○申告必要 ×申告不要】

### (5) 課税標準の特例を受ける資産

地方税法第349条の3及び本法附則第15条に規定する一定の要件を備えた資産については、固定資産税が軽減されます。適用を受ける償却資産については、「種類別明細書」の摘要欄に適用条項を記載してください。

なお、適用される償却資産の例示は7ページ「5 課税標準の特例が適用される償却資産」をご覧ください。

### (6) 申告における注意点

ア 固定資産税の賦課期日は1月1日です。決算期以降令和8年1月1日までに取得した資産も漏れなく申告してください。

イ リース取引には、オペレーティング・リース（レンタル）と、リース会社が相手の必要とする物件を購入し長期間賃貸して、物件の価格の全額を回収するというファイナンス・リースがあります。これらのリース取引では、原則として所有者であるリース会社が償却資産の申告を行います。

ただし、ファイナンス・リース取引のうち、リース期間終了時に所有権が無償で移転する場合は、実質的な所有者となる賃借人が自己の資産として償却資産の申告を行ってください。

ウ 正当な理由がなく申告をしなかった場合には、地方税法第386条及び大館市市税条例第75条の規定により、過料を科されることがあります。

また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

## (7)国税との主な違い

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると下表のとおりです。

項目	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
償却計算の趣旨	各事業年度の課税対象となるべき所得の計算の基礎として償却費を算出する。	当該償却資産の「価格」の算定のためにする。(当該償却資産の資産価値に着目して課税)
減価償却の方法	定率法又は定額法	定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(2分の1償却)
圧縮記帳の制度	認められます	認められていません
特別償却・割増償却	認められます	認められていません
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度額	備忘価額1円まで	取得価額の100分の5
改良費	原則区分評価	区分評価

## (8)実地調査のお願い

地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて実地調査を行うことがありますのでご協力をお願いします。

また、地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行なうことがあります。ご理解のほど、お願ひいたします。

## (9)過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで遡及することとなります。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年を限度とします。

なお、追加課税となった場合、通常の場合と異なり納期は1回となりますのでご留意ください。

## 4 債却資産の課税について

### (1) 評価額の算出方法

ア 前年中に取得した資産(令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産)

※ 改正後の耐用年数に応じた半年分の減価残存率を乗じて算出します。

**《計算例》** 評価額=取得価額×半年分の減価残存率(7ページのⒶ欄をご覧ください。)

資産の名称: 電気冷蔵庫(器具及び備品)

取得年月: 令和7年9月

取得価額: 300,000円

耐用年数: 別表第一「器具及び備品・電気冷蔵庫」の6年

$300,000\text{円} \times 0.840 = 252,000\text{円}$  … 令和8年度評価額

イ 前年前に取得した資産(令和7年1月1日以前に取得した資産)

※ 令和8年度の評価額は、令和7年度の評価額(令和6年度の評価額に改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出したもの)に、さらに改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出します。

#### 耐用年数省令の改正に係る取扱いについて

平成20年度税制改正で耐用年数省令の改正が行われ、機械および装置を中心に耐用年数が大きく変更されました。

それにより、平成21年度以降の債却資産の申告については、すべて改正後の耐用年数が適用となっています。改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用して算出してください。

ウ 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

**《計算例》** 評価額=前年度評価額×1年分の減価残存率(7ページのⒷ欄をご覧ください。)

業種: 土木建築業

資産の名称: パワーショベル(機械)

取得年月: 平成19年5月

取得価額: 10,000,000円

耐用年数: •平成20年度までは改正前の別表第二「旧334 ブルドーザー、パワーショベル、  
その他の自走式作業用機械設備」の5年

•平成21年度以降は改正後の別表第二「30 総合工事業用設備」の6年

$10,000,000\text{円} \times 0.815 = 8,150,000\text{円}$  … 平成20年度評価額

$8,150,000\text{円} \times 0.681 = 5,550,150\text{円}$  … 平成21年度評価額

$5,550,150\text{円} \times 0.681 = 3,779,652\text{円}$  … 平成22年度評価額

$3,779,652\text{円} \times 0.681 = 2,573,943\text{円}$  … 平成23年度評価額

$2,573,943\text{円} \times 0.681 = 1,752,855\text{円}$  … 平成24年度評価額

$1,752,855\text{円} \times 0.681 = 1,193,694\text{円}$  … 平成25年度評価額

$1,193,694\text{円} \times 0.681 = 812,905\text{円}$  … 平成26年度評価額

$812,905\text{円} \times 0.681 = 553,588\text{円}$  … 平成27年度評価額

$10,000,000\text{円} \times 0.050 = 500,000\text{円}$  … 平成28年度以降の評価額

(取得価額の5%)

### (2) 免税点

各資産の評価額(課税標準額)の合計が150万円未満の場合は課税されません。

今年度の申告で150万円未満となった際、翌年度以降は、資産の増減がない場合に限り申告書の提出が不要となります。

### (3) 税率、年税額

大館市の税率は、100分の1.4です。

年税額(100円未満切捨)=各資産の評価額(課税標準額)の合計(1,000円未満切捨)×税率(1.4/100)

#### (4) 減価残存率表

耐用年数	減価残存率										
	前年中① 取得のもの	前年前② 取得のもの									
2	0.658	0.316	17	0.936	0.873	32	0.965	0.931	47	0.976	0.952
3	0.732	0.464	18	0.940	0.880	33	0.966	0.933	48	0.976	0.953
4	0.781	0.562	19	0.943	0.886	34	0.967	0.934	49	0.977	0.954
5	0.815	0.631	20	0.945	0.891	35	0.968	0.936	50	0.977	0.955
6	0.840	0.681	21	0.948	0.896	36	0.969	0.938	51	0.978	0.956
7	0.860	0.720	22	0.950	0.901	37	0.970	0.940	52	0.978	0.957
8	0.875	0.750	23	0.952	0.905	38	0.970	0.941	53	0.978	0.957
9	0.887	0.774	24	0.954	0.908	39	0.971	0.943	54	0.979	0.958
10	0.897	0.794	25	0.956	0.912	40	0.972	0.944	55	0.979	0.959
11	0.905	0.811	26	0.957	0.915	41	0.972	0.945	56	0.980	0.960
12	0.912	0.825	27	0.959	0.918	42	0.973	0.947	57	0.980	0.960
13	0.919	0.838	28	0.960	0.921	43	0.974	0.948	58	0.980	0.961
14	0.924	0.848	29	0.962	0.924	44	0.974	0.949	59	0.981	0.962
15	0.929	0.858	30	0.963	0.926	45	0.975	0.950	60	0.981	0.962
16	0.933	0.866	31	0.964	0.928	46	0.975	0.951			

## 5 課税標準の特例が適用される償却資産

特例が適用される資産を新たに取得したかたは、「償却資産課税標準特例該当資産届出書」と特例に該当する旨がわかる書類を申告書に添付してください。(届出書はホームページからもダウンロードできます)



届出書のダウンロードはこちら

### ＜特例が適用される償却資産の例＞

#### 地方税法附則第15条

項・号	資産の種類	取得時期	適用期間	特例率	添付書類
第2項 第1号	水質汚濁防止法に規定する汚水又は廃液の処理施設	R6.4.1～ R8.3.31		課税標準額を 1/2に軽減	特定施設設置届出書 及び受理書(写)等
第2項 第5号	下水道法による公共下水道の使用者が設置した除害施設	R6.4.1～ R8.3.31		課税標準額を 4/5に軽減	
第13項	PFI法に基づく選定事業者が整備する一定の公共施設等の用に供する資産	H17.4.1～ R12.3.31		課税標準額を 1/2に軽減	
第43項	中小企業等経営強化法による認定先端設備導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物	1.5%以上の賃上げ表明されたもの	R7.4.1～ R9.3.31	最初の3年度	課税標準額を 1/2に軽減
		3%以上の賃上げ表明されたもの		最初の5年度	課税標準額を 1/4に軽減
旧第44項	中小企業等経営強化法による認定先端設備導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物	賃上げ表明されたもの	R6.4.1～ R7.3.31	最初の4年度	課税標準額を 1/3に軽減
		賃上げ表明なしのもの	R5.4.1～ R7.3.31	最初の3年度	課税標準額を 1/2に軽減

## 6 申告書の記載方法について

### (1) 債却資産申告書の記載例

**令和 8 年度 債却資産申告書 (債却資産課税台帳)**

受付印

令和 8 年 1 月 15 日 大館市長 殿

1 住所 (又は納税通知書送達先) 及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。  
また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記載してください。

2 氏名を記載し、ふりがなを付してください。  
なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。  
屋号があれば記載してください。

3 マイナンバー(個人番号又は法人番号)を記載してください。

4 事業の種目を具体的に記載してください。  
また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記載してください。

5 事業開始年月 昭和 55 年 4 月

6 この申告に応答する者  
の氏名及び氏名 (電話)

7 税理士等の氏名 (電話)

8 短縮耐用年数の承認 有  無

9 増加償却の届出 有  無

10 非課税該当資産 有  無

11 課税標準の特例 有  無

12 特別償却又は圧縮記帳 有  無

13 税務会計上の償却方法 定率法/定額法

14 青色申告 有  無

※ 所在者コード

第二十六号様式(提出用)

15 大館市内における事業所等の資産の所在地 ①太館市 有浦 8 丁目 10-1  
②太館市 東台 9 丁目 1-1  
③太館市

16 借用資産 (有) 借主の名称等 銀河リース(株)  
コピー機 20 万円  
ファックス 17 万円

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有  借家

18 備考 (添付書類等)

19 事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。  
なお、借用資産がある場合にはその資産名及び貸主の名称を記載してください。

20 次のような事項を記載してください。  
(1) 住所、氏名等に異動があった場合は、旧住所、旧氏名、異動年月日  
(2) 閉鎖・廃業・解散・転出等の場合には、異動年月日  
(3) 資産の増減なし  
(4) 該当資産なし  
(5) その他参考となる事項

資産の種類		取 得 価 格											
		前年前に取得したもの (イ)			減少したもの (ロ)			前年中に取得したもの (ハ)			計 (イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)		
1	構築物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1	構築物	2	340	512						5	940	512	
2	機械及び装置	7	450	600			255	000		7	495	600	
3	船 舶												
4	航空機												
5	車両及び運搬具		500	000							500	000	
6	工具、器具及び備品		2	545	000		550	000		1	650	000	
7	合 計		12	836	112		805	000		5	550	000	
										17	581	112	

資産の種類		評 価 額 (六)			決 定 価 格 (八)			課 税 標 準 額 (ト)					
1	構築物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1	構築物												
2	機械及び装置												
3	船 舶												
4	航空機												
5	車両及び運搬具												
6	工具、器具及び備品												
7	合 計												

(イ) 前年前に取得した資産の取得価額の合計を種類別に記載してください。  
この欄の額は、前年度申告書の(ニ)欄の額と同額です。

(ロ) 前年中に減少した資産の取得価額の合計を種類別に記載してください。  
この欄の合計額は、種類別明細書(減少資産用)の取得価額の合計と同額です。

(ハ) 前年中に取得した資産の取得価額の合計を種類別に記載してください。  
この欄の合計額は、種類別明細書(増加資産用)の取得価額の合計と同額です。

(ニ) 取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

(ホ) 6ページ(1)の算出方法を参照のうえ、記載してください。

(ヘ) (ト) 記載の必要はありません。  
ただし、電算処理により全資産申告を行いう場合は記載してください。

## (2) 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載例

①初めて申告するかた・前年度申告した資産がなかったかた用

## ②前年度申告したかたで、資産の明細書が送付されたかた用

年号は、令和に取得したものはR、平成に取得したものはH、昭和に取得したものはSになります。

改正後の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第1から別表第6まで（別表第3及び第4を除く。）に掲げる耐用年数を記載してください。

減少資産について、該当する事由と区分の番号を○で囲んでください。

資産の異動区分について、あてはまるものに丸印をつけてください。  
異動のない場合は、記載の必要は、ありません。

全部減少(削除)した資産については、実線での削除と異動区分、減少の事由等の追加記載をお願いします。

一部減少した資産については、数量や取得価額の修正をお願いします。  
また、訂正のある資産については、異動区分のほかに変更箇所にも線を引き、訂正をお願いします。

資産の種類に対応する  
1から6までの番号を記載  
してください。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

資産を取得した事由について、該当する番号を○で囲んでください。

番号	増加事由
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受入れ
4	その他

增加資産については、空欄に追加で記載してください。(異動区分、資産の種類、資産の名称、数量、取得年月、取得価格、耐用年数、増加の事由、適用年度)

当該資産の取得価額を記載してください。(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、閑税、据付費等費用を含む。)

なお、圧縮記帳については、固定資産税の評価上認められていませんので、圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。